

重要事項説明書 【契約書別紙】

＜令和7年1月1日現在＞

1. 施設の設置法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 名 称 | 社会福祉法人赤碕福祉会 |
| (2) 所 在 地 | 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1061番地3 |
| (3) 電話番号 | (0858) 55-2051 |
| (4) 代 表 者 | 理事長 野 間 田 節 雄 |
| (5) 設立年月 | 平成3年7月9日 |

2. 施設の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 施 設 の 種 類 | 短期入所生活介護事業所・介護予防短期入所生活介護事業所
平成12年4月1日指定（介護保険指定番号3171400041） |
| (2) 施 設 の 目 的 | 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、施設介護サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) 施 設 の 名 称 | 百寿苑短期入所生活介護事業所 |
| (4) 施設の所在地 | 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1061番3 |
| (5) 電 話 番 号 | (0858) 55-2051 |
| (6) 施設長(管理者) | 入 江 祐 子 |
| (7) 施設の運営方針 | 事業所の介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び心身機能の維持向上に努めます。 |
| (8) 開 設 年 月 | 平成4年5月 |
| (9) 入 所 定 員 | 10名 |
| (10) 周 辺 環 境 | 大山を南に望み、風光明媚な日本海沿の農漁業の町、中学のある文教地区に位置し交通の便は非常に良いところです。 |
| (11) 併 設 事 業 | 鳥取県知事の指定を受けて、同一敷地内にて居宅介護支援事業、通所介護サービス、訪問介護サービス、介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業、琴浦町の指定を受けて認知症対応型共同生活介護事業、琴浦町委託事業の介護予防の各事業も行っています。 |

3. 提供するサービスに関する相談窓口

電 話 (0858) 55-2051 (午前9時～午後5時)
担 当 生活相談員 清水 いつみ

4. 居室の概要

当事業所では以下の居室、設備を用意しています。入居される居室は、心身の状況や居室の空き状況等を勘案し、利用者及びその家族等と協議のうえ、決定させていただきます。

入所後、利用者の健康状態等に変化が生じたときには、特別介護体制をとる必要上、居室を変更する場合があります。ご連絡いたしますが、予め、ご承知おきください。

(表1)

居室・設備の種類		室 数	備 考
2 階	1 人部屋	2	28.36㎡
	2 人部屋	5	87.94㎡
	4 人部屋	12	452.66㎡
合 計		19	541.96㎡
食堂			2 階にあります
機能訓練室			1 階にあります
浴室			一般浴槽（大浴場、家族風呂）特殊浴槽
医務室			2 階にあります

* 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。ほかに、デイルーム（談話室）が整備されています。

☆居室に関する特記事項：居室内には個別の物入れ、床頭台が設置してあり、日用品が収納できます。

トイレは居室外にありますが、個別の介護サービス計画に基づき、看護職員や介護職員が介助します。また、健康状態等により、居室にてポータブルトイレをご利用いただけます。

5. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対し短期入所生活介護サービスを提供する従事者として、以下の職員を配置しています。

資格		常勤	非常勤	計
管理者		1 名		1 名
医師			1 名	1 名
生活相談員		1 名		1 名
管理栄養士		2 名		2 名
栄養士				0 名
機能訓練指導員		1 名		1 名
介護支援専門員		1 名		1 名
事務職員		5 名		5 名
看護・介護職員	看護師	2 名		2 名
	准看護師	3 名		3 名
	介護福祉士	12 名	5 名	17 名
	1 ～ 2 級修了者	2 名		2 名
	その他	4 名	3 名	7 名
その他の職員			8 名	8 名

* 介護職員は交代勤務し、夜間にあっても、安心、安全な介護に当たります。

* 生活相談員、看護職員はいつでも、利用者の急変や療養上の必要等に対応できる体制をとっています。

6. サービスの内容

(1) 利用期間

あなたのご利用期間は、別紙のとおりです。

(2) 施設介護サービス計画の作成及び変更

- * 居宅サービス計画に従って、計画作成担当者が短期入所生活介護計画の原案を作成します。
- * 計画作成担当者はこの短期入所生活介護計画の原案を利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得て決定します。
- * 利用者及びその家族等の要請に応じて、変更があるか否かを確認し、変更の必要がある場合には、利用者及びその家族等と協議して変更します。
- * 短期入所生活介護計画が変更された場合には、利用者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(3) 食 事

利用者の自立支援のため離床してユニットフロアにて食べていただくことを原則とします。

朝食：午前7時30分から

昼食：午前11時30分から

夕食：午後5時00分から

※但し、利用者の希望時間、希望場所に応じ対応することもできます。

主治医の指示又は利用者の嗜好に考慮した献立を提供することができます。

(4) 入 浴

月曜日から土曜日の午後、ご利用いただけます。

寝たきりの方でも特殊浴槽を利用して入浴することができます。

入浴が困難な方は清拭を行います。

(5) 着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い、その他の介護

自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

必要に応じて補助具を用いていただく場合があります。

トイレは居室外にありますが、居室にてポータブルトイレの使用も可能です。

おむつ交換の回数は、状態の難易度、その日の体調、使用するオムツの種類、品質等により異なりますが、便意・尿意のない方の場合、通常1日4回程度です。

寝たきりの方には、定期的に身体の向きを変えて、褥瘡（床ずれ）の予防、悪化の防止に努めます。

ベッド（敷布団）のシーツ交換は通常、週1回行います。但し、汚損したときは、その都度交換します。

(6) 機能訓練

看護師により利用者の心身等の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

(7) 生活相談

生活相談員が、短期入所生活介護サービスその他利用者の日常生活に係る相談、要望等に応じ必要な精神的ケア、助言を行います。

(8) 健康管理

定期的にバイタルチェック（検温、脈拍、血圧の測定等）を行います。

洗面、歯みがき、整容その他の健康保持に必要な介護、介助、療養上の世話等を行います。

(9) 医療機関受診の付き添い

急な医科受診の場合は原則、ご家族での対応をお願いします。

(10) 日常生活上必要となる緒費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適正であるものにかかる費用をご負担いただきます。

(11) レクリエーション

作品作り・体操・グループワーク・カラオケ

(12) クラブ活動

華道・茶道

(13) 外出支援

利用者の要望により外出支援（ドライブ等）の機会を提供します。

(14) 特別の季節行事

別に定める施設年間行事表により、利用者に潤いのある生活を送っていただくための各種行事、クラブ活動等に参加していただくことができます。参加予約は受け付けますが、実際に参加されるか否かは、当日の利用者の心身の状況等を勘案し、その都度、利用者及びその家族等と協議して決定することとします。

ア 毎月実施する行事 誕生会

イ 特定月に実施する行事

4月	ふるさとめぐり・花見	10月	運動会
5月	遠足	11月	ふるさとめぐり
7月	七夕	12月	クリスマス会
8月	夏祭り	1月	新年会
9月	敬老会	2月	節分祭
		3月	ひな祭り

(15) その他（個別契約によります）

7. 短期入所生活介護サービス利用料金

* 利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合があります。

(1) 保険給付対象サービス 別 紙

(2) 利用予定日の当日取消料 食費のみ請求いたします。(当日のみ)

★ 急な入院等の正当な理由があるときは請求しません。

(3) 利用期間中の利用の中止

すでに提供したサービスに係る利用料金を請求します。

(4) 支払い方法

利用料金は、月ごとの清算とし毎月10日までに前月分の請求をいたします。

お支払いの方法は、金融機関口座自動引落しです。

口座自動引落日は、毎月15日となっております。

8. 施設利用にあたっての留意事項

(1) 持ち込みの制限

現金、宝石その他の貴重品は、なるべく持ち込まないでください。貴重品その他の所持品を持ち込まれるときは、原則として自己管理となります。但し、所定の手続きを経て管理者に保管を申し出られた場合には、管理者（施設長）は、所定の期間保管します。

ペットの持ち込み、飼育は固くお断りします。

(2) 面会

面会時間：午前7時～午後9時

* 来訪者は、事務室窓口にある面会簿に必要な事項をご記入ください。

* 来訪者が持参し、摂取された飲食物によって引き起こされた事故については責任を負いかねます。事前に必ず摂取の可否を介護職員にお尋ねください。

(3) 外出・外泊

外出・外泊を希望されるときは、必ず前日までにお申し出ください。

外出・外泊される場合は、外出・外泊届出書をご提出ください。

(4) 食事

食事が不要の場合は、前日までにお申し出ください。

(5) 飲酒、喫煙

施設内の定められた場所以外での飲酒及び喫煙はお断りします。

9. 緊急時の連絡

利用者の容態に急変があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じるとともに、ここに届けられたご家族等にも速やかに連絡します。（基本的には、家族の対応が原則です。）

予め届けられた連絡先に連絡が取れなかった場合で緊急を要す場合に限り、施設長の判断で医療機関に受診（入院）させていただく場合があります。

緊急連絡先

①	氏 名
	住 所
	電話番号
	続 柄
②	氏 名
	住 所
	電話番号
	続 柄
③	氏 名
	住 所
	電話番号
	続 柄

10. 非常災害対策

防災時の対応・・・非常時マニュアルに従って琴浦消防署、琴浦大山警察署、佐々木医院に通報するとともに、緊急連絡網により全職員を召集して、直ちに自衛消防組織を始動させます。

防災設備・・・・・・警報装置、スプリンクラー、消火栓、消防署への緊急通報システムを完備しています。いずれも定期点検を行っております。

防災訓練・・・・・・職員による防災訓練は年4回行っておりますが、いずれも琴浦消防署指導のもとに、職員全員参加による総合防災訓練、夜間総合防災訓練を実施しています。

防災責任者・・・・小 塩 久 志 （防火管理者）

11. 損害賠償責任

事業者は、利用者に対する損害賠償責任に対応するため、「社会福祉施設総合損害補償（施設の損害補償）」に加入し、株式会社損保ジャパン日本興亜と契約しています。

1 2. 第三者評価の実施状況

(1) 実施の有無 無

(2) 実施直近日

(3) 評価機関

(4) 評価結果の開示状況 ホームページ <http://www.hyakujiyuen.jp/>

1 3. サービス内容に関する要望、苦情

① この施設における窓口

☆ 担当者

生活相談員	清 水 いづみ
介護支援専門員	小 竹 明 美
介護責任者	新 宮 美紀子

☆ 受付時間 午前9時～午後5時

☆ 電話番号 (0858) 55-2051

☆ FAX番号 (0858) 55-2445

★ 玄関に苦情受付ポストを設置しています。

② その他

市町村の介護保険担当窓口、鳥取県国民健康保険団体連合会
鳥取県社会福祉協議会でも受け付けます。

1 4. 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

＜事業者＞

所在地 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1061番3

名 称 百寿苑短期入所生活介護事業所
(指定番号 3171400041)

管理者名 入 江 祐 子 印

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>

住所

氏 名 _____ 印 _____

＜利用者の代理人（選任した場合）＞

住所

氏 名 印 (続柄)